

## 別紙

### 「1 いじめの防止等のための対策の推進に関する基本的な方向」に関する意見等

No.	素案の項目	意見・要望の内容	教育庁としての考え方・対応
1		<p>教育機関である学校での指導においては、いじめを被害者と加害者に分け、被害者の保護と加害者の処罰（処罰による抑止）で対処する方針のみでは対応できない。いじめ問題の解決は、この救済と処罰で終結となることはなく、いじめの事件後に被害者と加害者が逆転することや、いじめが陰湿化していることもあり、被害者のみならず、加害者、両者を取りまく児童生徒に心の傷を残すことも多くある。</p> <p>いじめは、「成長過程における児童生徒が集団で学校生活を送る中で、どの児童生徒にも、どの学校でも、おこりうる」ものであるからこそ、個々の学校が児童生徒の状況、学校や地域、当該児童生徒と保護者の事情・問題点を把握し、対応しなければならないことをふまえ、学校の判断と措置については尊重されるべきであることを「基本的な方向」に示すべき。</p>	<p>3 (3)「学校におけるいじめの防止等に関する措置」において具体的に触れながら、全体的に表現を修正しました。</p> <p>御意見は、県、学校等におけるいじめの防止等のための対策に関する意見として、今後の取組の充実に向け参考とさせていただきます。</p>
2		<p>「いじめを行った児童生徒に対する適切な指導を行う」とあるが、「指導」だけでは不十分なのではないか。何故その児童生徒がいじめを行うに至ったかまたいじめ行為を行い続けずにはいられないのか、その背景にあるもの、抱えているものにも目を向け、理解しようとし、共に解決しようとすることも必要。そうしないと、もしかしたら、「指導」によって一旦は解決したように見えても、根本解決がなされていないが為に、時と場所と相手をかえて「いじめ行為」は繰り返される可能性がある。</p>	<p>御意見を踏まえ、(4)③「いじめへの対処」において、「その行為の背景にも着目しながら、教育的配慮の下」という文言を追加しました。</p>
3		<p>いじめを受けている人がどう対応したら回避できるのか、どこに相談したらいいのかという啓発にも力を入れるべき。</p>	<p>相談窓口等に関しては、2 (8)「情報の収集や通報相談体制の整備」に記しています。</p> <p>御意見は、県、学校等におけるいじめの防止等のための対策に関する意見として、今後の取組の充実に向け参考とさせていただきます。</p>
4	1 (1)	<p>近年のいじめ事案の問題点を考えると学校の察知、発見の遅れが指摘されている。また、学校と保護者の関係がうまく機能せず、むしろ対立関係が生じた末に、学校がいじめに対応しなければならない状況も出ている。学校と保護者以外に、いじめの問題に関わろうとする第三者の存在は問題解決を困難にさせることも少なくない。専門家・機関の判断・助言も被害者保護の面では参考になる点が多いが、いじめの解決そのものに寄与しないこともある。基本理念においては、いじめのない児童生徒の人間関係づくりの重要性からはじめ、いじめの前兆の把握、いじめの発見、対処の理念、いじめの解消・解決までを筋道立ててまとめるべき。</p>	<p>基本理念は条例に規定されたものであるもので、案のままとします。</p> <p>御意見は、県、学校等においていじめの防止等のための対策を推進するに当たって配慮すべき点に関する意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>
5	1 (2)	<p>「犯罪行為として取り扱われるべき」などの表現を、「犯罪行為や非行」という表現へ変更する。</p>	<p>認知されたいじめが非行・犯罪行為に該当する（おそれがある）かどうかの判断は、いじめへの対処に当たってなされるべきであり、「いじめへの対処」に含まれる概念と考えますので、いじめの防止等の定義は案のままとします。</p>
6	1 (3)	<p>「いじめは卑怯な行為である」→「いじめは卑劣な行為である」 必ずしも隠れて行われるとは限らないため。</p>	<p>国の基本方針において「いじめは卑怯な行為である」と記されていることを踏まえ、案のままとします。</p>

No.	素案の項目	意見・要望の内容	教育庁としての考え方・対応
7	1 (4)①	人権教育は重要な観点であり、他箇所でも盛り込まれていることから、「基本的な考え」に盛り込むべき。	身に付けるべき力として、「全ての教育活動を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心を培い、個人の価値を尊重しながら自他の敬愛と協力を重んずる態度や、心の通う対人交流を行う能力の素地を養う」ということを示しております。
8	1 (4)②	学校現場においては、児童生徒のいじめの前兆を教職員が察知することが望ましいと考えられる。次善の策としてアンケートを実施している。実施はよいことだが、学校によって認知件数に大きな開きが出ています。管理職や当該教員のいじめに対する認識や姿勢によって開きが出てくると、報告件数が多いことが悪いことであるという意識が働いていることが考えられる。学校によって認知率に差が生じないよう、いじめの認知を積極的に起こさない報告件数が増えることは「良」であるという雰囲気が学校現場で醸成されるような工夫が必要。そのために「いじめの発生件数の多い学校は、いじめを積極的に認知し早期対応を行っている、・・・と言える」の箇所の表現は、県・県教育委員会の姿勢をより明確に、強く打ち出す文言にすべき。	全体的に表現を修正しました。 御意見は、県、学校等におけるいじめの防止等のための対策に関する意見として、今後の取組の充実に向け参考とさせていただきます。
9	1 (4)②	「見守り、必要に応じて指導し、解決に・・・」→「関係する児童生徒を見守り、必要に応じて指導し、解決に・・・」 直前で「いじめを認知し」とあり、このままでは何を見守るのが曖昧であるため。	御意見を踏まえ、内容を見直し、修正しました。
10	1 (4)③	いじめの訴え、「いじめ防止対策組織」で確認された後の対応だけでなく、いじめの兆候の察知の段階から組織的に対応することが大切。 いじめは、生徒の関係性の中でおきる問題であり、被害生徒、加害生徒の言い分からだけでは判断できないことが多くある。いじめは関係性の問題であることから、解決には関係性の改善が必要。被害生徒、加害生徒だけでなく、児童生徒集団全体の関係性の回復・向上をはからなければいじめが収束に向かうことはない。単なる保護や処罰では関係性の問題を解決できないことから、いじめ解決としての仲直り、人間関係の構築のし直し等の教育的な視点を盛り込むことが必要。また、二次的な不利益を被らないようにするためにも、生徒の学習権保障にも十分配慮すべき。	全体的に表現を修正しました。 御意見は、県、学校等におけるいじめの防止等のための対策に関する意見として、今後の取組の充実に向け参考とさせていただきます。

## 「2 県・県教育委員会が実施する施策」に関する意見等

No.	素案の項目	意見・要望の内容	教育庁としての考え方・対応
11		いじめを学校だけの責任問題にせず、保護者の名前を出すなどの対策がよいのではないかと。	条例においても保護者の責務が規定されており、それを踏まえた基本方針としてあります。 御意見は、いじめへの対処に関する意見として参考とさせていただきます。
12		いじめ問題への対処を給与に反映させてもいいのではないかと。	教職員の人事評価についてはさまざまな観点から総合的に行っており、その給与反映について現在検討を進めているところです。御意見は、いじめ問題に対応する教職員の処遇に関する意見として承ります。

No.	素案の項目	意見・要望の内容	教育庁としての考え方・対応
13	2 (4)	いじめ専用の職員を起用するのもいいのではないか。	いじめの防止等のためには、特定の教職員のみでなく、学校として組織的に取り組む必要があると考えております。 御意見は、県、学校等におけるいじめの防止等のための対策に関する意見として承ります。
14	2 (4)	専門的知識を有する者については、学校におけるいじめを念頭に学校の教育活動、とりわけ高校での単位認定、進級、卒業認定の制度にも明るいことを求め、学校教育の場での専門家であるべき。教職員の中から、そうした専門的知識を有する教員の育成も必要。 実際にいじめを察知、対処する教職員については、各学校の教職員数の減員、長時間過密労働が問題化し、いじめのための対応を十分におこなうことが厳しいという声もある。いじめ防止等の対策として必要かつ十分な人的配置が行われるよう希望する。このことについては、教育委員会のみならず、県が責任をもって予算化するよう「基本方針」に明記すべき。	全体的に表現を修正しました。 御意見は、県、学校等におけるいじめの防止等のための対策に関する意見として、今後の取組の充実に向け参考とさせていただきます。
15	2 (5)③	「保護者」と「児童生徒」の間柄において、「指導」「取決め」といった表現はあらためるべき。	保護者の責務については、教育基本法10条1項において「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な生活習慣を身に付けさせる」と規定されていることを踏まえ、案のままとします。
16	2 (11)	「いじめ問題対策連絡協議会」の委員として、学識経験者、スクールカウンセラー等の専門的知識を有する外部人材や保護者等を、とあるが、いじめを直接間接に経験している元保護者や元児童生徒もその委員に加えて欲しい。	当該協議会は、いじめ防止対策推進法で「いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る」ための組織とされています。保護者関係ではPTAの代表者を委員としています。
17	2 (12)	「秋田県いじめ問題対策審議会」については、調査組織の構成員を明記すべき。さらには、重大事態発生時には対処している構成員を公表し、適切に対応している姿勢を示し、関係者・地域住民を安心させることが必要。「当該事案の関係者との人間関係を有しない者により構成するなど、調査が公平性、中立性を確保した上で効果的に実施されるよう留意する。」の部分についても、同様に明記する。 現行の教育委員会制度は、教育委員による教育長のチェック機能の強化と会議の透明化を高める趣旨のもと制度化されていることから、「秋田県いじめ問題対策審議会」による調査結果を踏まえて対応することが重要であり、そのことについて明文化する必要があるのではないかと。教育委員会の場で議論することについては、当事者のプライバシー保護の問題があることから秘密会で行うなどの配慮をする必要がある。	秋田県いじめ問題対策審議会については、県のホームページで委員名が記された議事録を公開しております。なお、委員は任期2年ごとに任命しますが、委員と関係のある事案が発生した場合には、調査及び審議に加わらせない措置を予定しております。後段の御意見は、教育委員会における議論の手續等に関する意見として参考とさせていただきます。

「3 学校が実施すべき施策等」に関する意見等

No.	素案の項目	意見・要望の内容	教育庁としての考え方・対応
18	3 (2)	いじめ防止対策組織は、「いじめ」の認定と対策、対処、解決の助言にとどめるべきで、生徒指導部といじめ対策組織、職員会議等の役割や決定プロセスを明確にすることが必要。	学校に置かれるいじめの防止等の対策のための組織は法に規定された組織です。学校においては、当該組織のほか生徒指導部や職員会議での議論等を経て、校長が最終的な決定等を行うこととなります。
19	3 (3)①	3 (3)①について、表現を次のように調整する。 「すべての児童生徒に対して、いじめが法律上禁止されていること、いじめが人権を侵害する決して許されない行為であること、被害者だけではなく、加害者や周囲の児童生徒にも大きな傷を残すものであること、刑事罰や民事損害賠償請求や保護処分の対象となる場合がある得ることなどについて、人権を守ることの重要性に鑑みて理解させる。」	児童生徒がいじめの問題を自らのこととしてとらえることができるようになることが目指すところであり、全体的に表現を修正しました。
20	3 (3)③	「所轄の警察署と連携するなどして対応する」という表現を、「所轄の警察署、児童相談所や家庭裁判所等と連携するなどして対応する」という表現へ変更する。警察署との連携だけを例示する表現は、バランスを欠いているように見える。	御意見を踏まえ、内容を見直し、修正しました。
21	3 (3)③	「いじめの中には、双方が加害者であり被害者であるといった状況、すなわち客観的には喧嘩と呼ぶべき状況の中で当事者からいじめが主張される事態も想定されるため、当事者となった児童生徒の説明を十分聞き取るとともに、客観的に判断する必要がある。」を加える。	1 (4)②「いじめの早期発見」でも触れながら、全体的に表現を修正しました。
22	3 (3)③	「いじめを受けた側と行った側との間で争いが生じることのないよう」→「いじめを受けた側と行った側との間で支援によってさらなる争いが生じることのないよう」 「告げ口した」などと言いがかりをつけ、報復のないいじめが行われることも想定すべき。	様々な場面を想定しながら、全体的に表現を修正しました。
23	3 (3)③	2019年度から本格的に高校における通級指導が導入されることを受け、県教育委員会でも実施にむけて準備をしていると思う。文部科学省では、知的障害も含めて準備していることから、そのことがわかる文言にしたほうがよい。学校現場において、発達障害等といじめの関係について理解がすすむよう教職員研修も必要。	御意見を踏まえ、内容を見直し、修正しました。